

認可外保育施設をご利用の保護者の方へ

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。

3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さんは、月額 3.7 万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯のお子さんは月額 4.2 万円までの利用料が無償化の対象となります。

※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担になります。

○保育の必要性の認定について

- ・無償化の対象となるには、市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があり、お住いの区役所での手続きが必要です。
- ・**認定開始日は、申請手続きをした日より遡ることはできません**ので、給付開始希望日より前に区役所でお手続きをしてください。認定開始を希望する30日前が目安です。
- ・「子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4第2号・第3号用)」「保育の必要性を証明する書類(保護者のいずれも証明が必要です)」等を区役所にご提出ください。
- ・提出書類は北九州市のHPからもダウンロードできます。
- ・手続きの方法、申請書の様式は、北九州市に在住している方のものです。他の自治体にお住まいの方は、お住いの自治体にお尋ねください。

※現在、多子世帯利用給付認定をお持ちの方も令和8年度から3歳児クラスになるお子さんは「子育てのための施設等利用給付認定」の手続きが必要です。

○ 保育の必要とする事由

- (1)就労(1か月60時間以上労働することを常態としていること)
- (2)妊娠、出産(妊娠中又は出産後間がないこと)
- (3)保護者の疾病、負傷、障害(疾病や負傷又は精神や身体に障害があること)
- (4)同居親族の常時介護、看護(長期入院等している親族の常時介護、看護を含む)
- (5)災害復旧(震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること)
- (6)求職活動(起業準備を含む)
- (7)就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- (8)児童虐待、DVのおそれがあり、保育を行うことが困難と認められる場合(児童相談所等の関係機関と連携のうえ、必要性を判断するもの)
- (9)育児休業取得中の継続保育利用
(育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、休業中も継続利用することが必要と認められること)
- (10)前各号に類するもの

給付請求のお手続き

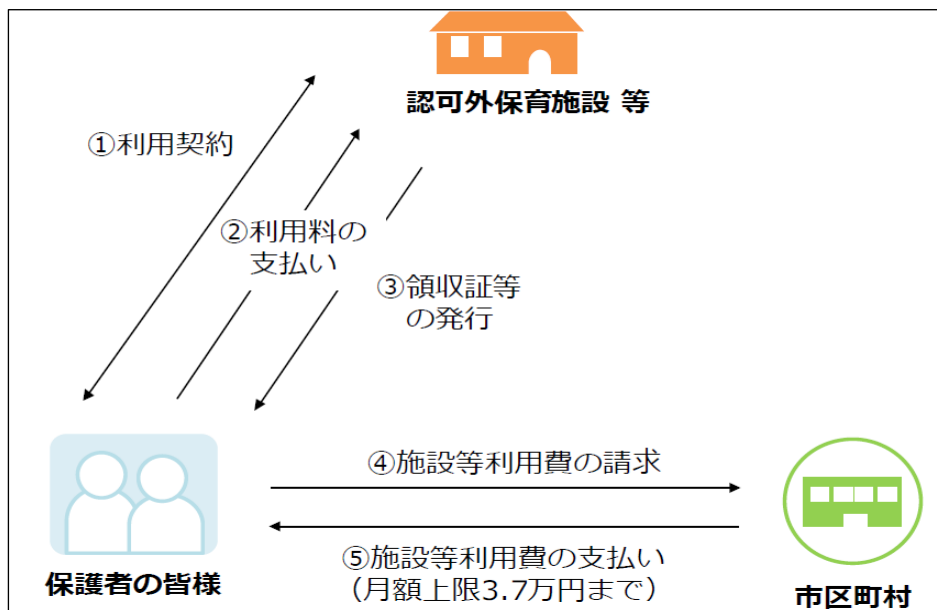
- ・北九州市役所こども施設企画課に提出ください。
 - ・各区役所保健福祉課で認定された認定期間が無償化の対象期間となります。
 - ・決められた以下の受付期間にこの請求書を使用して請求してください。
- 請求後、審査を経て翌々月末までに北九州市から利用者の口座へ振り込みます。

利用期間	受付期間	支給予定日
1～3月	4月20日(必着)	5月末
4～6月	7月20日(必着)	8月末
7～9月	10月20日(必着)	11月末
10～12月	1月20日(必着)	2月末

○ 必要書類

- ・施設等利用費請求書(償還払い用)
- ・領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書
(施設等利用費請求書(償還払い用)の裏面になります)
- ・口座情報がわかるものの写し(初回申請又は口座変更の場合のみ)

【給付請求の基本的な手続きのイメージ】



【幼児教育・保育の無償化、施設利用費の請求・支払いについての問合せ先】

子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課・・・093-582-2413

【保育の必要性の認定についての問合せ先】

門司区役所保健福祉課 …093-331-1891
小倉北区役所保健福祉課 …093-582-3434
小倉南区役所保健福祉課 …093-951-1032
若松区役所保健福祉課 …093-761-5926
八幡東区役所保健福祉課 …093-671-6882
八幡西区役所保健福祉課 …093-642-1448
戸畑区役所保健福祉課 …093-881-9126